

福岡県立北九州勤労青少年文化センターの指定管理者の募集に関する要領

1 指定管理者の募集

福岡県では、公の施設である福岡県立北九州勤労青少年文化センター（以下「センター」という。）の管理をお願いする指定管理者を募集します。

指定管理者を希望する団体は、この「募集要領」を熟読のうえ、申請書に必要書類を添えて、県へ応募してください。

なお、指定管理者制度については、この要領に定めるもののほか、次の規程を参照してください。

- (1) 地方自治法
- (2) 個人情報保護に関する法律
- (3) 福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例
- (4) 福岡県立勤労青少年文化センター条例（昭和48年福岡県条例12号。以下「センター条例」という。）
- (5) 福岡県立勤労青少年文化センター条例施行規則（以下「センター条例施行規則」という。）

2 施設の概要

- (1) 名称
福岡県立北九州勤労青少年文化センター（通称 北九州パレス）
- (2) 所在地
福岡県北九州市小倉北区井堀5丁目1番3号（福岡県営中央公園内）
- (3) 施設の設置目的
勤労青少年の福祉を増進するため、勤労青少年に対し、教養の向上、健康の増進、レクリエーション等の便宜を提供する。（センター条例第1条）
- (4) 活用目標
令和13年度末までに年間利用者数 244,000人を目指す
- (5) 土地建物
敷地面積 18,563.52㎡
建物構造 鉄筋コンクリート造 2階建
延床面積 5,477㎡
- (6) 概要

ア 本館

建築面積 1,725.91㎡ 延床面積 3,309.0㎡

施設名		室数	面積等（最大収容人数）
1階	小ホール	1	客席247㎡ 舞台59㎡ 控室16㎡（300人）
	会議室	1	32㎡（24人）
2階	研修室	2	115㎡（90人） 88㎡（63人）
	会議室	2	45㎡（30人） 32㎡（24人）
	美術室	1	92㎡（32人）
	音楽室	1	67㎡（30人）
	写真室	1	67㎡（36人）
	和室	1	18畳
	茶室	1	4.5畳

イ 体育館概要

建築面積 1,189.91㎡

延床面積 2,167.61㎡

施設名		面積等
1階	柔道場	70畳
	剣道場	182㎡
	卓球場	180㎡ 卓球台4台
2階	競技場	648㎡ バレーコート1面 バスケットまたはバドミントンコートに利用可
屋外	庭球場 プール	アンツーカーコート3面、壁打ちコート1面 25m×7コース

ウ 駐車場 95台収容

(7) 避難所等の指定

福岡県立北九州勤労青少年文化センターは避難所に指定されていませんが、災害時の状況によっては、事後的に北九州市から避難所として指定される可能性があります。このため指定管理者は、あらかじめ県及び北九州市と協議のうえ、役割分担等について取り決めを行ったうえで必要な対応を行うこととなります。

3 指定管理者が行う業務

(1) センター施設・設備の維持管理

ア 清掃業務

イ 警備業務

ウ 建物・設備（プール関連施設を含む。）の保守点検業務

エ 建物・設備（プール関連施設を含む。）の修繕・改良・改修

施設設備の修繕等は、大規模な改良・改修工事を除き、指定管理者が行うこととします。細部については、県と指定管理者で協議のうえ、協定等により負担区分を定めます。

オ 樹木、備品及び駐車場の管理

(2) センターの利用許可・料金徴収業務

ア 申込受付、利用許可に関する業務

イ 利用料金徴収、減免及び還付に関する業務（キャッシュレス決済含む）

ウ その他知事が別に定める業務

(3) センターの集客・営業業務

勤労青少年をはじめとして広く県民に施設の周知を図るとともに、さらなる利用促進を図られるよう、以下の観点から集客・営業の取組を検討し、提案してください。

・企業向けの広報の充実・強化を図ること

・企業・団体、市町村、学校等との協力・連携を図り、北九州市内はもとより、北九州市外からの誘客にも取り組むこと

・近隣施設で実施されるイベント等からの誘客や相互連携に向けた取組を併せて提案すること

(4) 自主企画事業

施設の設置目的を効果的に達成するために、指定管理者が企画実施する事業です。事業計画書で具体的に提案してください。提案内容については、県、北九州市、指定管理者で設置する「福岡県立北九州勤労青少年文化センター運営協議会」で協議し、県の承認を受けることとします。

なお、事業に要する経費は、指定管理者が負担し、受講料等の事業による収入は、指定管理者

が収受するものとします。

- ① 文化教養講座、スポーツ教室の企画実施及び余暇活動の促進に関する事業
- ② 勤労青少年等のキャリア形成支援、相談等に関する事業
- ③ 勤労青少年や団体等に対する活動支援、交流促進に関する事業

※ 施設の設置目的の達成や新規利用者獲得のために、特に②の勤労青少年等のキャリア形成支援に寄与する講座メニューについては、効果的で実現可能な企画を提案してください。また、可能な限りその手法（開催手法（オンライン開催も可とする）、PR・集客方法、講師等）について併せて提案してください。

（例）・社会人になる、アルバイトをする働く前に役に立つ労働の基礎知識無料セミナー
・地元事業のスタートアップ希望者、事業者、ビジネスマンのための無料セミナー

※ 業務の再委託

業務の一部を第三者に委託する場合は、具体的な業務内容等について事業計画書に記載してください。その場合、県内の経済活性化及び企業育成のため県内の中小企業を優先して活用してください。

4 管理に関する基準

(1) 利用の平等

指定管理者は、正当な理由がない限り、住民がセンターを利用することを拒んではいけません。また、不当な差別的取扱いをしてはいけません。

なお、指定管理者及びセンターに従事している者は、その事務又は事業を行うに当たり、障がいのある人が社会的障壁を取り除くことを必要としている場合においては、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領（平成28年1月福岡県訓令第1号）を踏まえ、その社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を誠実にを行い、その社会的障壁の除去に可能な限り努めることとします。

(2) 秘密保持義務

指定管理者及びセンターに従事している者は、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、センターの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはいけません。指定管理者の指定期間が満了し、又は指定を取り消され、及び従業者の職務を退いた後においても同様です。

(3) 休館日等

現行は、次のとおりですが、指定管理者は、知事の承認を得て休館日を変更することができます。利用者サービスの向上を図る観点から、執行体制（人員の確保）や管理委託料、利用料金収入等について総合的に考慮して事業計画書で提案してください。

【現行】

- ア 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたるときは、その翌日以降の休日にあたらない日のうち、直近の日
- イ 年末年始（12月29日から1月3日まで）
- ウ プールは、月曜日を除く7月8日から9月7日まで開館する。

(4) 利用時間

休館日と同様の観点から事業計画書で提案してください。

【現行】

- ア 本館、体育館・庭球場 午前9時から午後9時まで
- イ プール（7／8～9／7） 午前9時から午後8時30分まで

5 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間とします。

ただし、この指定期間は、県議会の議決により確定します。

また、指定期間内であっても、県が管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

6 応募（申請）資格

指定管理者に応募しようとする者は、次に掲げる（１）及び（２）の要件（グループで応募する場合は（１）から（３）までの要件）を全て満たしていること。

（１）福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。

（２）次のアからクのいずれにも該当しないこと。なお、申請書提出後、指定までの間にアからクのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合があります。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者。

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）又は会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者。

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者。

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの。

キ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるもの。

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有するもの。

（３）グループで応募する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで参加する場合の各構成員は、本募集への単独参加又は他のグループでの参加を行っていないこと。

7 選定方法

（１）選定基準

概ね次のような基準で選定を行います。

大項目	中項目	小項目
公共性（公益性）の確保	管理運営方針等	県の方針の反映、組織体制
		施設事業との関連、関係団体との連携
施設利用及びサービスの向上	平等利用、利用者の視点	平等利用の確保の仕組み、考え方
		事業の展開
	サービス・利便性の維持向上	広報・PR対策
		サービス向上策の提案
		教育・研修システム
		相談や苦情への対応

		安全対策、危機管理
経営（収支）改善	収支の改善 経営の効率化	収入の確保
		総人件費
		今後の収支改善計画
		経営の効率化
職員確保方策及び 健全な財政基盤	職員の確保方策	労務管理、職員確保、人員配置計画、 業務引継時の雇用対策
	健全な財政基盤	経営等の状況
		資産等の状況
施設管理上の個別事項	その他の特記事項	個人情報の保護、情報公開
		入札参加制限等
		業務実績等（類似施設の管理実績等）

※大項目毎に得点が6割に満たないものがある場合は選定対象としない。

（2）選定方法等

応募のあった事業計画書等の提案書類について、ヒアリング等を実施したうえで評価し、福岡県指定管理者選定委員会の意見を聴いて、指定管理者の候補者を選定します。

なお、応募団体名及び選定結果の概要については、公表します。

8 指定管理者の指定及び協定等の締結

（1）指定議決

指定管理者の指定にあたっては、あらかじめ議会の議決を要します。

その内容は、①施設の名称、②指定管理者の住所・団体名、③指定期間です。

（2）協定等の締結

議会の議決を経て、指定を通知した後に、県と協定等を締結していただきます。

協定は、指定期間中の基本協定と、毎年度の管理経費等を定める年度協定の2本立てとなります。

- ・事業計画に関する事項
- ・再委託に関する制限
- ・責任分担
- ・業務報告（定期報告）
- ・事業報告
- ・損害賠償
- ・秘密の保持
- ・その他必要な事項

9 委託料等

（1）管理経費

県が支払う管理委託料については、5ヵ年総額が520,510千円（管理委託料上限）以内となるよう、収支計画書を作成してください。

(単位：千円)

		単年度経費
管理経費	人件費	55,100
	物件費	66,957
	小計 A	122,057
利用料金 (収入) B		17,955
県が支払う管理委託料 (A－B)		104,102

※ 指定管理者のインセンティブ確保に向けた考え方

県では、「公の施設は、より多くの県民に利用いただくことでその設置目的を果たすことができる」との観点から、利用料金収入実績を類似施設と比較することで、県が支払う委託料を増減させる考え方を導入しています。

指定管理受託後、類似施設と比較して高い利用料金収入実績を上げれば、次回選定時に委託料が上乘せされ、逆であれば減額されることとなります。

(2) 支払方法

県が指定管理者に委託料（管理委託料）として四半期ごとに支払います。

県が管理委託料上限額を算定する際に用いた人件費単価及び下記価格指数について、公募時点から上昇または下落した年度においては、管理経費を見直したうえで翌年度の協定に反映します。

物品	企業物価指数（日本銀行調査統計局）
サービス	企業向けサービス価格指数（日本銀行調査統計局）

なお、12月までの指数の平均が、協定で算定した指数よりも上昇した場合には、その上昇分に係る管理委託料を別途算定します。

(3) 利用料金収入

センターの利用料金は、センター条例第6条の規定に基づき、指定管理者が知事の承認を得て定めるものとし、指定管理者の収入となります。

利用料金の設定金額及びその基本的な考え方、収入の確保方策等を事業計画書において提案してください。

なお、指定管理者は、センター条例施行規則第9条で定める場合に該当するときは利用料金を減免し、又は同条例施行規則第10条で定める場合に該当するときは還付することができることとなっています。現行の減免規定等を踏まえ、利用料金の設定と併せて、事業計画書において提案してください。

また、減免等による利用料金収入の減収については、管理委託料に当該減収分が見込まれているものとし、補填等の措置は行いません。

(4) 委託料の精算

利用料金収入の増加、経費の節減など指定管理者の経営努力により生み出された剰余金については、原則として精算による返還を求めません。

また、指定管理者の運営に起因する資金不足が生じた場合は、原則として補填は行いません。

10 ネーミングライツ（命名権）

福岡県では、一部の県有施設にネーミングライツを導入し、その収入は、より県民が利用しやすい施設とするための整備に活用しているところです。

現在、ネーミングライツを導入する対象施設の拡大を検討しており、今回、指定管理者を募

集する福岡県立北九州勤労青少年文化センターについても、指定期間内にネーミングライツを導入する可能性があります。その場合、看板の掲出等で指定管理者が行う業務に影響を及ぼすことがありますので、指定管理者は、必要に応じて関係者との協議や調整等にご協力ください。

1.1 キャッシュレス決済

福岡県では、施設利用者の利便性向上のため、県有施設へのキャッシュレス決済を導入しております。

これにより、指定管理者となる者は、キャッシュレス決済に係る加盟店申込、決済端末等設置申込等の事務手続が必要となります。

1.2 指定管理者と県の責任分担等

指定管理者と県との責任分担は概ね次のとおりとし、詳細は協定等で定めます。

内 容	福岡県	指定管理者
物価の変動（人件費、物件費等）に伴うコスト増	○	
金利・為替の変動に伴うコスト増		○
施設の保守点検・維持管理（軽微な修繕を含む）		○
施設設備の大規模修繕	○	
事故・火災による施設の損傷・施設利用者の被災による責任	協議事項	
建物共済加入（火災、自然災害等による損害）	○	
施設賠償責任保険加入		○
包括的な管理責任	○	

※ 注意義務違反等、指定管理者の責めに帰すべき事由による損害については、指定管理者が賠償するものとします。

※ 表に定める事項に疑義を生じた場合又は表に定めのない事項については、福岡県と指定管理者の協議のうえ、責任の分担を決定するものとする。

1.3 事業報告書の提出

毎事業年度終了後、指定管理者はセンターの管理業務に関する事業報告書を提出しなければなりません。

事業報告書に記載する主な事項は次のとおりとし、協定等で定めます。

- ① 管理業務の実施状況
- ② センターの利用状況
- ③ 管理経費及び料金収入の実績

1.4 調査、指示及び監査等

(1) 調査、指示等

県は、指定管理者によるセンターの管理の適正を期するため、必要があると認めるときは、指定管理者に対して、当該管理業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地調査を行い、又は必要な指示をすることができます。

(2) 監査

県の監査委員等が、県の事務を監査するのに必要があれば、指定管理者に対して出頭を求め、調査し、又は帳簿書類その他の記録の提出を求められる場合があります。

15 指定の取り消し等

指定管理者が必要な指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、県はその指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部または一部の停止を命ずることがあります。

指定管理者の指定の取り消しにより、県に損害が発生するときは、県はその損害の賠償を請求することができるものとします。

16 応募（申請）書類

次の書類について、「ふくおか電子申請サービス」を利用し、データでの提出をお願いします。PDF化が難しい等の理由により、データによる提出が難しい場合、事前にご相談ください。

ふくおか電子申請サービス

<https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/SdsShinsei/directCall.harp?target=tetuduki&lgCd=400001&shinseiFmtNo=B01201&shinseiEdaban=01>

上記サービスにて応募（申請）する際に提出先を選択する必要があります。当施設の申請書類の提出先は「総務係（人材活躍・労働総務課）」ですので、「総務係（人材活躍・労働総務課）」を選択の上ご応募ください。

- ① 指定管理者指定申請書
- ② 事業計画書
- ③ 収支計画書
- ④ 応募資格を持たない者に該当しない誓約書
- ⑤ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類（団体の目的、組織及び運営の方法を示す書類）
- ⑥ 登記事項証明書（法人でない場合は設立からの経緯書）
- ⑦ 役員の名簿及び履歴を記した書類
- ⑧ 過去3年間の事業報告書、損益計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類
- ⑨ 法人等の事業計画書及び収支予算書（申請書提出日の属する年度）
- ⑩ 県税、消費税及び地方消費税の納税証明書
- ⑪ 類似・関連施設の事業を行っている場合は、その運営実績を記した書類
- ⑫ 共同事業体協定書兼委任状
- ⑬ 暴力団排除に係る県警への照会書（電子データも合わせて提出）
- ⑭ 指定管理業務従事職員の社会保険等加入状況報告（誓約）書

※①、④、⑫、⑭の書類への押印は不要です。

※⑫は共同事業体を結成し、応募する場合のみ必要です。

※必要に応じて追加書類を求めることがあります。

17 申請期間（書類の受付期間）

令和8年7月21日（火）から令和8年9月18日（金）までの午前9時00分から午後5時45分まで（土曜、日曜、祝日を除く。）

なお、本件の応募に関する一切の費用については、申請者の負担となります。

18 現地説明会

- (1) 日 時 令和8年8月7日(金) 14時～16時(受付13時30分～)
- (2) 場 所 福岡県立北九州勤労青少年文化センター(北九州パレス)
北九州市小倉北区井堀5丁目1番3号 (電話 093-651-4600)
- (3) 申込方法 法人名(法人でない者は代表者名)及び出席者 職・氏名(各団体2名まで)
を明記のうえ、郵送又は電子メールのいずれかにより、7月30日(木)まで
にお申し込みください。
なお、応募(申請)を行う場合は、必ずこの説明会に出席してください。
ただし、1社のみの応募(申請)で、応募者(申請者)が現地説明会を希望しない場合は、実施しないこととします。

19 応募(申請)に関する質問

- (1) 受付期間 令和8年7月21日(火) から令和8年8月26日(水) まで
- (2) 受付方法 質問票(様式は自由)に記入のうえ、電子メールで提出してください。
E-mail: jinsomu@pref.fukuoka.lg.jp
- (3) 回答方法 質問者には電子メールにて回答するとともに、回答については随時福岡県庁
ホームページにおいて公表します。

20 申請書類の提出及び問い合わせ先

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号
福岡県人材育成・活躍推進部人材活躍・労働総務課総務係(行政棟南棟5階)
電話 092-643-3379
E-mail: jinsomu@pref.fukuoka.lg.jp

21 今後のスケジュール

概ね次のようなスケジュールで手続を進めます。

令和8年 8月 7日	現地説明会
令和8年 9月 18日	申請書類受付締切
令和8年 9月 下旬	書類審査、ヒアリング
令和8年 10月 下旬	指定管理者選定委員会
令和8年 11月 上旬	指定管理者の候補者内定
令和8年 12月 下旬	指定議決
令和9年 1月	指定管理者の指定の告示
令和9年 3月	県と指定管理者との間で協定締結
令和9年 4月	指定管理者による管理開始